

「通」考

——『上井覚兼日記』の言葉を読み解く——

似鳥 雄一

はじめに

日本中世、とりわけ戦国期の社会状況を解明するための史料として、極めて重要な位置を占めるのが『上井覚兼日記』である。書名の通り、薩摩の戦国大名島津氏の家臣であった上井覚兼^①という人物の手になる日記で、当該期の武家の日記として非常に貴重なものといえる。日記が残っているのは、島津氏が薩摩・大隅を平定し、次いで日向、さらには九州一円の征服へと向かう時期にあたり、同日記を用いた島津氏の領国支配・家臣団編成の実態解明は、先行研究でも大きなテーマとして扱われてきた。また同日記は記主覚兼をめぐる文芸・信仰に関する記事が多いのも大きな特徴であり、文化史の研究においてもしばしば参照されてきた。

これらの研究状況については近ごろ新名一仁が網羅的な整理を行ったところだが^②、新名は中世後期の島津氏研究を「一九九〇年代以降に大きく研究の進展した中国地方や関東の研究に比べると、大きく立ち後れている」と総括している。確かに『上井覚兼日記』に関する限りでも、そこに記された内容の豊かさを考えれば、研究への活用は近年それほどには進んでいないというのが実情のようである。そしてその大きな要因として、同日記には他の中世の日記には類例の少ない独特な用語・表現が数多くみられ、読解を難しくしているという点が挙げられる。

ただそれらのうち、同日記を含む古記録の言葉について幅広く検討を行った斎木一馬によって、すでにその意味が明ら

かにされたものも少なくない。例えば「城、砦」という意味の「柵」、⁽⁵⁾「⁽⁶⁾」の方へ、⁽⁷⁾「⁽⁸⁾」という意味の「如」、⁽⁹⁾「過失を犯して退去出奔すること」という意味の「他出」、⁽¹⁰⁾「処分、決着、勤仕」という意味の「閉目」、「人選、配当、配属、割当、番組編成」という意味の「盛」などである。しかし同日記には齋木も説明を施しておらず、依然として意味が明確にされていない言葉があることもまた事実である。

そこで本稿では、同日記に頻出するにもかかわらず未検討なままとなっている一つの言葉に着目し、その意味するところについて考察を加え、もって同日記に対する理解進展の一助となることを目指したい。本稿で検討の対象とするのは「通」という言葉で、特にとりあげたいのはそれが接尾語的に用いられる場合である。先行する語句・文章の内容を受け、例えば現代語と同じように「⁽¹¹⁾の通り」「⁽¹²⁾のまま」「⁽¹³⁾と同じく」といった意味でも用いられるが、同日記を精読すると、それだけでは理解しきれないニュアンスを含むことがわかってくる。そのため本稿では同日記の「通」の用例を詳細に検討し、そのニュアンスを拾い上げることを試みたい。

さて本論に入る前に、『上井覚兼日記』の背景、当時の島津氏と彼らを取り巻く状況について、先行研究をもとにおおよその説明をしておこう。まず島津氏家中の中枢部は、当主（当時は義久）、家臣団のトップに立つ「老中」、当主への取り次ぎを担う「奏者」によって構成される。内外各所から持ち込まれた案件は奏者が聴取したのち、老中と奏者の合議や、当主の意向確認を経て、島津氏家中としてどう対応するかが決定される。

また島津氏の領国は直轄地と私領によって構成され、私領を有するのは「御一家」と呼ばれる島津氏庶子家や、「国衆」と呼ばれる独立性のある有力国人らである。直轄地の統治には「地頭」と呼ばれる在地領主層が派遣され、さらにその指揮下には「衆中」と呼ばれる島津氏直臣層が置かれる。これが「地頭・衆中制」などと称される、戦国期に島津氏が確立したとされる領国支配体制であり、近世薩摩藩の統治システムである「外城制」の原型と位置付けられるものである。

現存する『上井覚兼日記』は大きく二つの時期に分けられ、一つは天正二年（一五七四）八月から同四年九月まで（以下、天正前半期）、もう一つは天正一〇年一月から同一四年一〇月まで（以下、天正後半期）である。島津氏にとって同日記の天正前半期は、薩摩・大隅の平定が果たされて合戦が一段落した時期にあたり、いわば戦後処理が当時の大きな

課題であった。新たに服属した諸勢力を含めた家臣団の配置転換、所領再編が行われ、領内各所から相論が持ち込まれている。このとき上井覚兼は奏者として諸問題の処理にあたっている。その間も島津氏はさらなる外征を視野に入れており、天正四年八月には日向への侵攻を開始している。

その後、長い中断を隔てて天正後半期に入ると、島津氏は九州全域にまで版図を拡大していき、やがて秀吉との衝突を迎えることになる。この頃までに覚兼は老中に昇進しており、かつ日向宮崎の地頭として現地を統治している。

これまで『上井覚兼日記』は、島津氏が九州の勢力図を大きく塗り替える天正後半期の方により強い関心が注がれていた。しかし本稿では、従来は注目が薄かったものの、島津氏家中にさまざまな問題が出来る天正前半期に焦点を当て、それらの文脈の中で「通」という言葉がどのように用いられているのか、分析していくこととしたい。

一・現代共通の用法——「ゝの通り」——

まずは『日本国語大辞典』をもとに、現代語で用いられる「通（とおり／どおり）」の意味のうち、本稿と関係するもののみ抜粋して確認しておこう。

- ・「とおり」それと同じ状態であること。そっくりそのままであること。
- ・「どおり」それと同じ状態、それに従ってそのままであることを表わす。

あらためて説くまでもないであろうが、先述の通り、先行する語句・文章を受けて「ゝの通り」「ゝのまま」「ゝと同じく」といった意味を構成する言葉である。これと同じような意味での用法も、『上井覚兼日記』に数多くみることができ、いくつか事例を挙げてみよう。⁷⁾

〔史料二〕天正二年八月九日二か条目

一、此日、未之剋、平佐書状到来候、文牒者、中郷へ東郷之人衆二三百計打越、中郷之地頭職鳥丸紀伊介を責出候由候、結句聖家一人・俗人三人射殺候由見得候、彼返事者、承候通委御老中へ披露申候、尚々其許之躰被聞合、依時宜御注進可有事肝要之由申候、

永禄二二年（一五六九）に国衆の入来院氏が島津氏に服属した際、本領の清色は安堵されたものの、川内地域の所領は一部を除いて島津氏に献上された。それ以来、同地域の統治は島津氏にとつての重要課題であり、天正前半期の『上井覚兼日記』でも関連記事が頻出することになる。

史料一にみえる平佐も同地域の一部で、おそらく当地の地頭（野村秀綱）が送つたであろう書状が覚兼のもとに到来した。それによると、近隣の国衆で入来院氏とともに島津氏に降つた東郷氏の手の者が、平佐と同様に東郷氏から島津氏に差し出された中郷という土地に乱入して地頭を追い出し、聖家（僧侶）や俗人を殺害したという。

それに対して覚兼は、「そちらから承つた通りに、委しく御老中へ披露しておいた。さらにそちらの情勢を聞き調べて、折をみて注進されることが大事である」と返事をした。

〔史料二〕天正二年一〇月八日一か条目

一、八日、今朝、昨晚自入来之使僧之意趣御老中へ申候、扱者其分二候哉、言語道断之儀候、左候ハ、無御尋前ニ其分別可有之処、已後如此之儀、無分別之由候、結句拙者使僧を夕帰申候事、殊之外分別不足之由候、以書状此通〇申入候へと候、

この三日前、入来院から使いの僧侶がやってきて、大隅国肝付から入来院へ越えてきた者たちがいると報じた。入来院氏と肝付氏はかつて断交状態にあつたため、両者ともに島津氏の傘下に入った現在でも、現地では通交を禁じていたらし

い。さらに昨晚、入来院氏がその者らを死罪に処したという続報が入り、覚兼らを驚かせた（同年一〇月五日条・七日条）。

そしてこの日、覚兼はその件を老中へ伝えた。老中の反応は、「そんなことになっていたとは言語道断だ。そのように死罪にするのなら、こちら（鹿兒島）の意向を尋ねず、その前に行うべきだ。尋ねてきた後にそのようなことをするとは思慮が欠けている。そのあげく、覚兼が入来院の使僧を帰らせてしまったのは、あまりに短慮であった。書状でこの通りに入来院に申し入れよ」とのことであった。

〔史料三〕 天正三年正月二日二か条目

一、此朝、從福昌寺御申上候、恕阿弥旧冬已來御勘氣にて、寺へ被罷居候、ケ様之事者、以時分御佗被成事候条、十五日前候之条、御赦免被成候へかしと候也、即達 上聞候、上意に、旧冬彼御佗被成候時如被仰出候、彼人者一向不用之者にて候、其御届共被成候処二、ケ様ニ油断之儀候、有無ニ召仕間敷雖思召候、福昌寺、ケ様之儀致別人も度々御佗共候、それを稠被押させ候而ハ其許如何候間、爰者菟角福昌寺ニ可被任御存分之由 上意候也、此由御老中へ申候、如上意御返事申せと候俣、使僧へ此等之通申候て、かへし申候、明日取成、可懸御目之由申候也、（後略）

この朝、島津氏の菩提寺である福昌寺の住持が、義久の勘氣を蒙って蟄居している恕阿弥という者の赦免を願い出た。この間の詳しい事情は不明だが、覚兼が義久に取り次いだところ、義久は「彼の者は全く役に立たない者で、決して召し使うまいと思っていた。しかし厳しく押し通すのも考えものであるから、ここはともかくも福昌寺に任せる」と答えた。老中からは「上意の通りに御返事せよ」とのことであったので、福昌寺の使僧へこれらの通りに伝えて帰した。

以上のように、これらの「通」の事例は現代語と同じような用法として理解できるものである。しかし『上井覚兼日記』には、辞書類にみあたらない「通」の用法も散見される。次にそれらをみていこう。

二、中世独自の用法——「〜など」——

(一) 発言の引用

本稿で注目したい「通」の用法として第一に挙げられるのは、発言された内容の引用を表現するものである。

〔史料四〕天正二年一〇月二日三か条目

一、此日、平佐石神坊承候、冠嶽と口事^{〔公以下同〕}辺之事、今月長日前に候間、於此方事終し候する之由先月承候間、此方へ御座候、然共、如何様に候哉御参なく、千部会にも御参なく候、拙者書状以、菟角和光院へ申候へかしと、肥後山城守殿同心にて承候、我等申事にハ、先々御坊かへり候て、使者以冠嶽へ、いつ比御参候する歟内談候て可然候通申、かへし申候、

この日、平佐の石神坊という者が、平佐の南にあり山岳信仰の拠点である冠嶽との相論について相談してきた。同年八月一二日条・一三日条によれば、これは下人をめぐる相論で、そのときに覚兼は石神坊の依頼を受けて冠嶽へ書状を送っていた。

石神坊はこの日、「長日修法を控えているので、こちら（鹿児島）で決着をつけることになっていたが、どうしたことか冠嶽の者がやってこない。書状で冠嶽の和光院に何とか言ってやってほしい」と覚兼に訴えた。それに対して覚兼が返答しているが、この文章で用いられた「通」は現代語と同じ意味でとることはできない。この「通」は、覚兼の発言を引用し、それを締めくくる役割を果たしているとみるのが妥当である。すなわち、覚兼は「ひとまず御坊はお帰りになつて、使者を冠嶽に送つて」「いつごろ参られるのか」と内談するのがよろしかろう」と言つて、石神坊を帰したのであつた。

〔史料五〕 天正三年二月十六日二か条目

一、此日、本田紀伊守殿^(兼親)之事、伊地知雅楽助・拙者兩人にて申上候、さてハ又次郎^(親兼)此方へ召置候すると被申候歟、此方ニ候門一之事ハ被下候由候也、即紀州へ此由申候、忝通にて候、

昨年一二月に川内地域の山田という地の地頭に任じられた本田薫親が（天正二年一二月六日条）、息子の親兼は鹿兒島に置いていきたいので、息子のために「門」（南九州の所領単位）を与えてほしいとこの前日に嘆願していた（天正三年二月一五日条）。

この日、その件を義久に上申したところ、「こちら（鹿兒島）にある門一つを与える」との決定がなされ、そのことを覚兼が薫親に伝えたところ、薫親は「かたじけない」とのことであつた。この応答に主語の明示はないが、「忝」と言つたのは薫親でしかありえない。短い発言だが、「通」によつて引用されているものとみなせよう。

〔史料六〕 天正二年九月二十六日二か条目

一、此日、従和泉使者にて候伊勢守殿・指宿周防介・知識彈正忠、彼三人^(親忠)仮屋へ、御寄合中^(親忠)為使、本田若州・伊地知^(重秀)勘解由・拙者三人被遣候、意趣者、当時世間雜説共申散候、殊ニ去月始之比、喜入久屋齋此方へ被罷越候、其御^(重秀)承事ニ、彼雜説、中書様^(高津家久)御前より被仰儀候間、急度義虎申来野^(幸久)へ御越候而、可被仰開候、若又不被仰開候ハ、其時御身上可被相終之由候通、彼久屋齋喜入撰州^(幸久)へ被申候間、本若州以、中書様へ此由御事問共候、貴殿様より^(兼久)被仰候つる通、又ハ中書少も彼儀無御存知通、直ニ和泉之使者へ物語候、勢州御返事にハ、少も如此之技量、於山北不承候間、同心之人衆を帰候而、義虎之御分別、又ハ久屋之分別、承候する之由御返事候、（後略）

肥後との国境にあたり、庶子家である薩州家の島津義虎が本拠とする和泉（出水）から、使者三名が鹿兒島にやってきた。彼らのもとを、「寄合中」からの使者として覚兼ら三名が訪ねた。この「寄合中」の内実については先行研究でも言

及がなく、本稿でも立ち入って検討する余裕はないが、ひとまず老中と奏者の合議体と理解しておきたい。

また本宗家と薩州家はそれぞれの一代前に抗争を繰り返した間柄で、義久と義虎は微妙な関係にあった。去る同月二日条によれば、近ごろ世間で色々と「雑説」が流布しているのを義虎がしきりに気にしており、その件で老中から伝えることがあるので、後日出水から人をよこすことになっていた。どうやら義虎謀反の噂が立っていたらしく、そこで派遣されたのがこの日の三名の使者であろう。

このとき覚兼らは次のようなことを伝えた。「先月初めごろに喜入久屋齋（不詳、義虎の家臣であろう）が鹿見島へやってきて、「例の雑説は中書様（義久弟の家久）から仰せられたことなので、義虎は「串木野（家久の本拠）に出向いて申し開きをするつもりだ。さもなくば私は身の破滅だ」とのことだった」と、喜入季久（老中）に言った。そこで本田親豊（奏者）が中書様にこのことを問い合わせた。貴殿様（義久）から仰せがあったのだ」とか、あるいは「中書は全くご存知なかった」とのことも、直接に出水の使者に伝えた。この記事にみえる三つの「通」のうち、一つ目は久屋齋、残り二つは覚兼の発言をそれぞれ結んでいる。その場にはない第三者の発言の引用にも「通」が使われたことがわかる。使者の伊勢守は、「義虎がそのようなお考えだとは、山北（出水方面）では全く聞かなかった。同行の者を帰らせて、義虎・久屋の所存を確かめる」との返事をした。なお後日、義虎が久屋齋に尋ねたところ、雑説の出所が家久だというのは誤りだとわかり、久屋齋は出奔している（同年一月二〇日条）。

〔史料七〕 天正二年二月一日 一条目

一、朔日、如常出仕申候、従和泉伊地知善介と申使者被参候、意趣承候へと候条、拙者一人にて承候、趣者、先刻以両使、当時申散候雑説条々申上候、御返事委承候て、忝被思候、次二者、其次ニ御犬之馬場掃地被成候由候、目出候、年内にても候する哉、又早晚之比たるべく候哉、其時節御参候て御覧したき由御申候、次二者、日州境目御弓箭御行共いか、候哉、きかせられたき由候、次二者、中書様へ書かハしの事、先日申上候ツ、其御返事ニ、菟角義虎と中書様之御談合次第之由承候間、其分ニ書替しを可申覚悟之由候也、（中略）

御老中迄と候て、泊野の事、先日如申候、爰より然と格護^可被成候、次二者、けしかり畠地之事につき、
 こうさいにん^(功オ人)参せ候へと承候ツ、是又急度進上有へきよし候、いづれも委細承候通之返事候也、

この日も出水の義虎から使者が来ており、覚兼が一人で応対している。今回の案件は多岐にわたっていて、義久には①義虎の雑説、②犬追物の日程、③日向攻めの戦略、④家久との起請文交換（久屋齋の件の処理であろう）の四件が披露され、加えて老中までとのことで⑤泊野、⑥けしかり畠地という二件の所領問題が持ち込まれた。覚兼は「いずれの件も全て承りました」と返事した。ここに見える「承候通」という表現は史料一にもあったものだが、これを「承った通りの返事」などと訳しては意味が通じない。やはりこれも発言の引用と解釈する必要がある。

以上、四点の史料をもとにして、現代語と同じ意味では理解しきれない「通」の用法についてみてきた。これら史料にみえる「通」は、「の通り」「のまま」「と同じく」といった意味ではなく、覚兼と彼のもとを訪れた陳情者の会話のなかでの発言、あるいは第三者の発言を引用し、それを結ぶために用いられていると考えれば、記事の内容をうまく理解することが可能になるのである。

(二) 例示

興味深いことに、『上井覚兼日記』に現れる「通」には、さらに別の用法が存在する。事例を挙げてそのニュアンスを探ってみることにしよう。

〔史料八〕天正二年八月一日四か条目

一、此晩、如旧例、一王大夫於殿中式三番仕候、各片衣脱にて候、拙者通之衆承合候て、十疋二請候、

現存する『上井覚兼日記』はこの日の記事から始まっており、一〜三か条目は八朔の贈答行事に関する内容である。夜

になって一王大夫という能役者が式三番を舞い、観客たちは片衣（肩衣）を脱いで一王大夫に褒美として与えた。その片衣はあとで観客に返して、かわりに金銭をもらうのが「片衣脱」という習わしであろう。「素襖脱」や「小袖脱」と呼ばれるものと同様である。覚兼は一王大夫に錢一〇疋を渡して片衣を受け取っている。このとき観客として居合わせたのが「拙者通衆」であり、当然それは覚兼を含めて複数人に違いないから、「拙者などの衆」と訳するのが適當であろう。

〔史料九〕天正二年八月一〇日 一か条目

一、十日、如例出仕申候、（重豊）入来院殿御申之通、三人同前二披露申候、上意にハ、一兩日中御談合衆被參候する間、御老中御談合候て可然之由候、乍去、所領いかほと、候て召上候へは、所領御望にて被仰出候に相似候、十町者十町かハラす候共、形のことくりかへ歎可然候すらんと御意候、神判之事、是又文言を談儀所へと被申候、只入来院との分別以、如何様にも被申候て可然之由候、彼方之年行共、又者萩野采女など申者通、はせまハリ候する人衆も、銘々に神判・血判などさせられ候て可然之由 仰候、

この前月に入来院重豊に謀反の噂が立ち、義久から身の上は安堵されたものの、あらためて潔白を主張するため、重豊は所領の返上を申し出していた（同月八日条）。そのときに重豊の話聞いた奏者三人（本田親貞・伊地知重秀・覚兼）がこの日、その内容を義久に披露した。

義久は「老中で話し合うのがよからう。とはいえ所領を指定して召し上げればこちらから望んだかのようになってしまうので、繰り替え（所領交換）としてはどうか。神判（起請文）の文言を談儀所（鹿児島有力寺院である大乘院の盛久）に決めてほしいとのことだが、入来院殿の判断で自由にすればよい。あちら（入来院氏）の年行（としゆき）年寄衆）たち、あるいは萩野采女などと申す者など、奔走している者たち（世話役）も、それぞれ起請文・血判起請文を出させるのがよい」との上意を伝えた。

萩野采女は何者か不明だが、年寄衆とともに「はせまハリ候する人衆」として例示的に挙げられている。よって史料八

と同様、この「通」も「くなど」と訳すのがよいと考えられる（「など」が二回重複してしまうが）。

〔史料一〇〕天正二年八月一九日 一か条目

一、十九日、如常出仕申候、座主・権執印口事之儀承候分、御老中へ申入候、扱者三まひ衆通にハ、彼者成ましき者にて候哉、然とも養子に成候へハ、いかなる賤者も養父の位法第にこそ候へ、本の親の位・名字などハいらざる由候、此分堅申つめ候間、菟角はつしゑられず候、只新田者余所に替候間、神慮かケ様に候と計被申候、道理ハ少も無承分事候、

この頃、薩摩国一の宮の新田宮は神官組織の内部で相論が起こっていた。神官のトップである執印の養子縁組に対して、執印に次ぐ地位にある座主・権執印が反発したのである。執印は宮田奎助という者を三味衆にして養子に迎えようとしたが、座主・権執印は「宮田は殿守の子であり、座主・権執印と同席できる三味衆のような高職に就く資格はない」と主張していた（同月七日条・一八日条⁽⁸⁾）。

そこでこの日、覚兼が座主・権執印の言い分を老中へ伝えた。老中からは「それではその者は三味衆などにはなれないというのか。しかしどんな卑賤の者でも養子になってしまえば養父の地位次第であつて、元の親の地位や名前は関係ないことだ」との回答があつた。このことを覚兼が座主・権執印に強く言つて聞かせたが、彼らは「神慮」を盾にして承服しなかつた。

この「通」も前節まででみた用法では適切に理解することができない。やはり史料八・九と同じく、「くなど」と訳すのが最良と思われる。そこで、また『日本国語大辞典』を参照して、「など」という言葉の意味を確認してみると、次の通りである。

ほかにも同類のものの中から一例として示す意を表わす。

(一) 体言または体言と同資格の語句を受けて用いられる。

(イ) 体言を受けて、類例を例示または暗示しつつ、代表として指し示す。

(ロ) 引用文を受けて、おおよそのところを示す。

(二) 体言・形容詞連用形・副詞などを受け、漠然とさすことよって表現をやわらげる。

(三) ある事物を取り立てて例示する。

文章にわかりづらい部分もあるが、『日本国語大辞典』の文章をそのまま引用したものである。前節で述べた「通」の発言の引用という用法は、これらのうち(一)(ロ)にはば合致するといつてよからう。また本節でみてきた「通」の例示という用法は、まさに(一)(イ)に該当するものといえる。(二)の漠然と指示する用法については、『日本国語大辞典』の「語誌」欄では(一)から派生したものと説明しているが、「通」についても、例えば史料五の「忝通」や史料七の「委細承候通」のように、発言を漠然と、あるいは部分的に引用したとみなせる事例もある。よって「通」は発言を引用した場合でも、「〜などと」と訳すとそのニュアンスを生かすことができよう。

なお『日本国語大辞典』では採用されていないが、実は『日葡辞書』にも現代語とは異質の「通」の意味が記されている。それは「様式・趣、または、種類」というもので、このうち「趣」は発言の引用、「種類」は例示の用法の一面をそれぞれ捉えてはいるが、現代語への翻訳に際してそのまま使用することはできない。

(三) 謙讓・輕侮

ここでさらに注意したいのは、『日本国語大辞典』に載る「など」の(三)の用法には、「輕蔑を表わす用法などともいわれる」(「語誌」欄)との説明が施されていることである。例えば史料一〇の「三まひ衆通」という表現であるが、老中にしてみれば新田宮の三味衆という地位そのものは大きな問題ではなく、ここであえて用いられた「通」には、若干の輕侮の響きを感じられなくもない。そこで本節ではこの点について、もう少し詳しく検討することにしよう。

「史料二」天正二年一〇月一七日 一か条目

一、十七日、如常出仕申候、川内寄々地頭鎌外・野美・山新、

(鎌田政心・野村秀綱・山田有徳)

(比志田四郎)

隈城地頭笑翁齋代として松本雅楽助方被參候、此衆へ

新田宮口事之儀御尋候、被申事ニ、菟角我々通可申無子細候、乍去出合ニ存事にハ、権執印一人召寄候て、此

方御奉公別儀有間敷由、談儀所を頼存、真判などにて深甚に被申候敷其筋にて候程に、(宮田を助カ)彼人召寄、養子の事を

被仰取候ハ、若者余人も分別敷候すらんと被申候、自其此由白浜周防介・拙者兩人ニテ達 上聞候、御意ニ、

其為に彼地頭へ被召寄候上者、其分ニ可然之由候、次ニ被仰事ニ、此通之儀をさのミ上意までにて候ハすとも、御老中御分別法第の由候也、(後略)

この日、鹿兒島に来ていた川内地域の各所の地頭に、先述した新田宮の相論について義久から下問があった。地頭らは「とやかく我々などが申すべきことはございませぬ」と最初に遠慮しながらも、「権執印一人を鹿兒島に呼びつけて起請文で奉公を誓わせ、同時に宮田奎助も呼び寄せて、養子の件を両者に合意させれば、周囲も納得するでしょう」などと提案した。

このことを奏者の白浜重政・覚兼の二名が義久に伝えたところ、義久は「そのために彼ら地頭を呼んだのだから、その意見の通りでよい」と承認しつつも、一方では「このようなことを上意にまで持ち込まなくてもよい、老中の思案に任せる」と不満を表している。

このうち一つ目の傍線部分の「通」は、「我々のような者」「我々程度の者」といった表現で用いられており、ここには地頭たちの義久に対する謙譲の意思を読み取ることができる。また二つ目の傍線部分の「通」は、「このようなこと」「この程度のこと」といった用法になっており、そこには新田宮の相論に対する義久の軽侮の含みを感じられる。

このように、「通」には対象の地位を下げる用法も存在しており、それが自己に対して用いられれば謙譲の、他者に向けられれば軽侮の意味をそれぞれ表わすことになる。

〔史料一二〕天正二年一月一八日 一か条目

一、十八日、如常出仕候、昨日野村殿役之御仕之事、御老中へ御入上申候、即達上聞候へと承候間、申上候、御返事二、爰許役之御仕被申候、無御納得候、若者何たる心底共候哉、寄合中前より猶々被承候へ、無其儀候ハ、尚々御頼之由にてそ候すらんと 上意候、それより野村殿へ相尋申候、無別儀候、国境之事に候間、我々通罷居候てハ、向後御為に罷成ましき由候也、依夫御仕有由候也、(後略)

これは史料一一の翌日の記事であるが、史料一一の後続部分では、平佐地頭の野村秀綱から地頭を辞任したい、できれば鹿兒島に召し移してほしいとの嘆願が寄せられていた。

そして翌日のこの日、覚兼がその件を老中に申し入れ、ただちに義久にも伝えたところ、義久からは「納得できない。何か本心があるのか。寄合中から聴取して、何もなければ地頭を続けてもらいたい」との上意があった。

そこで野村に尋ねたところ、「特に何かあるわけではありません。(平佐は)国境ということがありますので、私などがおつては今後の(家中の)御為になりますまい。だから辞任を願ひ出たのです」との回答があった。

これは建て前に過ぎないのかもしれないが、野村としては「自分は国境という要地を任せらるる器ではない」という謙讓の言辞をもって配置転換を願ひ出たのである。

〔史料一三〕天正二年二月二四日 一か条目

一、廿四日、如常出仕申候、諸所之歳暮御祝言之衆取成候、(中略) 次二、上意候、一昨日南林寺へ御光儀之時、清賀ノ子御座へ宮仕申候、彼等通之者御座へ宮仕、無御納得候、言語道断之由被仰出候也、

この日、覚兼は年末のあいさつのためにやってきた人々の義久への取り次ぎを務めていたが、ある案件で義久の意向を伺ったついでに、一昨日に義久が南林寺を訪問したときが話題となった。南林寺は義久の父である貴久が創建した

とされる寺で、このとき義久が訪問した理由は明らかでないが、単なる年末のあいさつか、あるいは数日前に起きた、福昌寺へ逃げ込んだ山賊が捕えに来た役人に斬りかかつて逆に殺され、福昌寺の住持が南林寺に籠居した事件（同月一九日条）に関係してのことかもしれない。

さて義久が言うには、南林寺では「清賀」なる者の子が御座での宮仕（給仕役）をしていたが、「あのような者が御座で宮仕をするとは納得できない。とんでもないことだ」とのこと、あの程度の身分の者は自分と座を同じくする資格はないはずだ、との趣旨で強い不満を示している。

〔史料一四〕天正三年三月六日 一か条目

一、六日、如常出仕申候、河上殿御申上候、意趣者此度御犬追物につき、行騰・弓などにつき、御道具被下候、忝被思候、先々御暇御申候て、支度被成度由候、就者支度出来合す候ハ、此度ハ御不用可被成事も是あるへき由御申候也、上意ニ、就支度之儀御暇御申候、菟角御分別次第之由候、然者、自然御不用可有由御申候、如何候哉、若御存分共候ハ、御申上候へ、御談合可有之由御尋被成候、其時上州御申二者、此前蘭牟田地頭にて候時、馴松右衛門尉と申者、下大隅へ可召移由御老中より承候、其覚悟候之処、彼方所領共さしまり候哉、もとのことく蘭牟田へ罷帰候へと候之条、如其候処、当地頭新納治部少輔被申事ニ、ひとたひ移可申由申候者に候間、彼方へ者召置ましき由堅被申候、迷惑申候由、上州へ申来候、諸所ケ様之移衆被措候へハ、もとのことく其所へ居候事不珍候、蘭牟田ニ限候てかやうに地頭被申候事、上州ニ対して之儀に候哉、一向無分別候、然者彼者身上落着次第、上州之御身上も同前たるへき御所存候、然者御犬ニ御參可有事無本候条、兼而御申之由候、（中略）先々御老中へ披露申候、有之俣ニ申上よと承候間、達 上聞候、上意ニ、是通之事ニ、上州之身上ニ被対候へハ一大事也、御犬追物ニ取合、色々六ヶ敷御申候、一々無御得心候、菟角御犬之支度御急被成候て可然之由、上意候也、此旨即上州へ申候、菟角上意法第之由候也、

この日、遠縁ではあるが島津氏庶流の川上久隅から、「このたびの犬追物について、暇をもらって準備をしたいが、もしそれが間に合わなかったら、自分はお用いなきよう」との趣旨で上申があった。義久からは、「準備のため暇を、というのは（久隅の）考えに任せるが、もしも場合はお用いなきよう、というのはどうしたか。思うところがあるなら言ってほしい」と返した。

そこで久隅は次のように訴えた。「以前、（自分が）蘭牟田の地頭だったとき、（衆中の）馴松右衛門尉という者が、（蘭牟田から）下大隅へ召し移す」と御老中から言われた。（馴松は）そのつもりでいたが、あちら（下大隅）の所領が逼迫していたのか、「元通りに蘭牟田へ帰れ」とのことだったので、そのようにしたところ、今の（蘭牟田）地頭の新納治部少輔から、「ひとたび「移る」と言った者は、こちら（蘭牟田）には置いておけない」と強く言われた。（馴松は）「困っている」と上州（久隅）に言ってきた。諸所でこのような移衆が中止になったら、元通りその場所に居続けることは珍しくない。蘭牟田に限ってこのように地頭が言うとは、この上州を相手と想うことなのか。全く分らない。であれば、あの者（馴松）の身の上が定まったら、上州の身の上も同じように処すつもりだ。よって犬追物に参上できるかわからないので、前もって申し上げた」とのことであった。

この旨を覚兼が老中、そして義久に披露したところ、義久の意向は「このようなことで、上州の身の上と対等にしては一大事である。犬追物と組み合わせると色々難しいことを言ってきたが、どれも納得できない。ともかく犬追物の準備を急ぐのがよからう」とのことであり、それに対して久隅は上意に従うと答えた。

戦国大名に限らず、中世の権力者にとって一族の扱いというのは常にデリケートな問題であるが、地頭と衆中の間でのめめごとなど、一族である久隅の進退に比べれば大したことはない、という義久の意識が明らかに示されている。

〔史料一五〕天正三年一月七日条 一か条目

一、七日、如常出仕申候也、入来院より之意趣、又者山田と入来と方立共被成候、左様之儀、未被達 上聞候之条、

委申上よと承事候、并彼儀談合衆など被申候分、是直ニ申上候へと御老中承候条、伊勘・拙者兩人御前ニ参候而

申上候、拙者并し申候、(中略) 上意ニ、当者入来と山田之方立被申候歟、勿論始而被聞召儀候、善悪無 上覽
 在所ニ候之条、御得心不被成候、菟角人之不上所領を御捨護可有事ハ、御所存之外候、殊更入来へ心遣候て、一
 村も二村も、百性(以下四)なりともおよりあなたへ置候て、山田之城のためにと、本紀・方立共被申候衆之申事に候歟、(本出薫親)
 いつれも功者之見申候程ニ、さぞ候すらん、乍去、当時之御威勢ニ者、入来院御敵ハ申さしかと被思召候、又彼
 等通之衆之御敵共申候する様体ニ国家罷成候ハ、百性村一二にて、御家の御用ニ者罷立ましく候、是非此間の
 ことく、入来院へ被遣候て可然由候也、(後略)

先述の通り、この前年に謀反の噂が立った入来院重豊は、所領の返上を島津氏に申し入れ、ひとまず事態を收拾した。重豊が返上したのは手元に一部だけ残っていた川内地域の所領で、そのうちの一つにこれも先述した山田という地があつて、本田薫親が地頭に任じられていた。その後、翌天正三年のこの時期、山田と入来院氏の本領の間で「方立」と呼ばれる境界画定が行われたが、それにより本領が大きく侵食されたとして、重豊が使者を送つて訴えを起こしていた(同年一月五日条)。

そしてこの日、覚兼らは老中の指示により、この件について初めて義久に説明を行い、家中での談合の結果を報告した。中略した部分にあたるが、談合では複数の意見が出され、当事者である本田薫親や方立の実施者たちは、「この方立の通りに知行なさるべき。もし入来院が謀反などを企んでも、入来院の本領にこちら側の百姓の村が一つか二つあれば急襲を受けなくて済む」と主張していた。そして結論は、「ひとまず侵食した所領の一部を入来院へ返し、残りは追つて解決を図るのがよい」とのこととまとまつた。

これに対し義久は、「みたことがない在所なので得心はいかないが、人が進上してもいない所領を知行しようとは思わない。本田紀州(薫親)や方立を行った衆は、ことさら入来院に用心して、一村でも二村でも百姓を向こう側に置いておくのが山田の城のためだといったのだらう。いずれも功者(現地に精通した者)の見立てであるから、きつとそうなのだらう。しかし、今の(当家の)威勢に対して、入来院が手向かうことはなからう。また彼ら(入来院)などの衆が手向か

うような有様に国家（領国）がなつてしまつたら、百姓村の一つや二つでは役に立つまい。ともかく以前のように入来院へ与えればよい」とし、今回の方立を無効とする決定を下した。覚兼らはこのことを重豊の使者に伝え、今後何か問題が起こつた場合には今回の方立の通りにする、との警告も行った。

このとき義久は、現状では入来院氏に反抗する力はないと軽く見積もつたうえで、そのような連中が攻め込んでくるほど領国支配が弛緩してしまつたら、百姓村どうこの次元ではないという戦略的な判断を下したものといえる。

おわりに

本稿では『上井覚兼日記』で頻繁に目にする「通」という言葉の接尾語的な用法に着目して、その意味について数々の事例をもとに探つてきた。その結果、現代語と同様の「～の通り」という用法にとどまらず、現代語では「～など（と）」と訳すのがふさわしい、発言の引用を示す用法、あるいは類例の存在を前提として例示する用法が存在しており、このうち後者の場合には時として謙讓・軽侮の心情が込められていたことを明らかにした。

現代語の「通り」とは懸け離れたこれらの用法は、ほぼ同時代に編まれた『日葡辞書』でもそのニュアンスをつかみきれなかったものであり、『上井覚兼日記』が少なくとも表面的には持つている特殊性を物語っている。同日記の研究への利用を進める上で、用語や表現に関する共通理解をさらに深める必要があるであろう。そのためには、本稿のような基礎的な作業もいまだ有効性を持つていないのだろうか。

また今回の作業を通して、上井覚兼をはじめとする島津氏家中の人たちの、同時期の諸問題に対する意識も同時に透けてみえたように思うが、この点についての本格的な検討はまた別の課題であろう。ひとまず本稿はここで擱筆することにした。

注

- (1) 名前の訓は未詳。一般には音読で「かくけん／かつけん」の読みで通用している。
- (2) 新名一仁「中世後期島津氏の研究状況」(同編著『薩摩島津氏』戎光祥出版、二〇一四年)。
- (3) 注2新名編著書一頁。
- (4) 齋木一馬『古記録の研究(上)』(吉川弘文館、一九八九年)。
- (5) 後述するような意味内容からして「とおり」と読んだものと思われるが、確証があるわけではない。
- (6) 桑波田興「戦国大名島津氏の軍事組織について―地頭と衆中―」(『九州史学』一〇、一九五八年)、同「薩摩藩の外城制に関する一考察―居地頭制下の地頭と衆中―」(宮本又次編『藩社会の研究』ミネルヴァ書房、一九六〇年)、稲本紀昭「中世後期島津氏の権力構造」(注2新名編著書、初出一九六八年)、山口研一「織豊期島津氏の権力構造―御一家衆北郷氏を題材として―」(『史友』一七、一九八五年)、同「戦国期島津氏の家督相続と老中制」(注2新名編著書、初出一九八六年)、同「戦国期島津氏の家臣団編成―『上井覚兼日記』に見る「取次」過程―」(注2新名編著書、初出一九八七年)、同「戦国〱豊臣期島津氏の奉行人制」(『戦国史研究』一四、一九八七年)、福島金治『戦国大名島津氏の領国形成』(吉川弘文館、一九八八年)。
- (7) 以下、引用史料は全て『上井覚兼日記(上・中・下)』(『日本古記録』)に依拠した。傍線は筆者による。
- (8) 本稿ではこの相論の発端を「執印が宮田全助を養子にしよ

うとした」と解したが、別の解釈の余地もある。すなわち①「宮田全助が某を養子にしようとした」、②「某が宮田全助を養子にしようとした」の二通りである。

- (9) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年)。

“Toori”: Interpreting words used in *Uwai Kakuken Nikki*

NITADORI Yuichi

Uwai Kakuken Nikki, a diary written by Uwai Kakuken who was a vassal of the *sengoku* daimyo of Shimazu, is precious as a diary of the warrior class in the Period of Warring States, and occupies an important position as a historical document for grasping the conditions of society in those days. But *Uwai Kakuken Nikki* includes many words and phrases which are rarely seen in other diaries of the same period, so it is difficult to interpret its content correctly. That is why *Uwai Kakuken Nikki* has not been carefully researched.

This article focuses on the suffix usage of the word “toori” used frequently in *Uwai Kakuken Nikki* and examines what it means based on a number of cases. As a result, it has been revealed that “toori” was used not only as the meaning of “just like” or “the same as”, which is common in present-day Japanese, but also used to quote speech, or to illustrate based on a similar case, and sometimes the last usage contained the feelings of humility or slight.

Even *Nippo Jisho*, Japanese-Portuguese dictionary edited in about the same era as *Uwai Kakuken Nikki*, could not grasp the nuance of this usage which is quite different from living language. This usage expresses the superficial peculiarities of *Uwai Kakuken Nikki*. It seems that it is still necessary to deepen the understanding of such words and phrases, in order to advance the utilization of *Uwai Kakuken Nikki*.